第六号様式別表五の六の三(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

(法第72条の2第1項 第1号・第3号・第4号 に掲げる事業)

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
継続雇用者給与等支給額(㉞の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④−⑤(マイナスの場合は0)	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額(㉞の2)又は(㉞の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥／⑤(⑤＝0の場合は0)	⑦	
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算					
雇用者給与等支給額 ⑲	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑳	⑫	円
比較雇用者給与等支給額 ㉖	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉗	⑬	
雇用者給与等支給増加額 ⑧−⑨(マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑫−⑬(マイナスの場合は0)	⑭	
雇用者給与等支給増加割合 ⑩／⑨(⑨＝0の場合は0)	⑪		控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑭のうち少ない金額)	⑮	

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算

国内雇用者に対する給与等の支給額	⑯の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑰のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 ⑯−⑰+⑱(マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 ⑯−⑰(マイナスの場合は0)
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	㉒の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉓のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 ⑳の前事業年度の月数
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
: :	円	円	円	

比較雇用者給与等支給額 (㉒−㉓+㉔)×㉕(マイナスの場合は0)	㉖	円	
調整比較雇用者給与等支給額 (㉒−㉓)×㉕(マイナスの場合は0)	㉗		

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		適用年度	前事業年度	前一年事業年度特定期間
		1	2	3
事業年度等	㉘		: :	: :
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉙	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉚			
同上のうち雇用安定助成金額	㉛			
差引 ㉙−㉚+㉛	㉜			
適用年度の月数 (㉘の3)の月数	㉝			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ㉜又は(㉜×㉝)	㉞			円

労働者派遣等をした法人の計算

報酬給与額 別表5の3⑫	㉟	円	㉟と(㊲×75%)のうち少ない金額	㊳	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㊱		控除対象額 ⑮×㉟／(㉟+㊱)	㊴	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㊲				

事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算

⑫のうち所得等課税事業に係る額又は⑫×㊹／㊼	㊵	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㊹	人
⑫のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑫×㊺／㊼	㊶		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㊺	
⑫のうち特定ガス供給業に係る額又は⑫×㊻／㊼	㊷		国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㊻	
控除対象額 ⑮×㊵／⑫、㊴×㊵／⑫、⑮×㊶／⑫、㊴×㊶／⑫、⑮×㊷／⑫又は㊴×㊷／⑫	㊸		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊼	

付加価値額から控除する額の計算

報酬給与額 別表5の2①	㊽	円	雇用安定控除調整率 (㊽−㊾)／㊽	㊿	
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㊾		付加価値額からの控除額 ⑮×㊿、㊴×㊿又は㊸×㊿	(51)	円

第6号様式別表5の6の3記載要領

1　この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人(令和8年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第4項第4号に規定する特定法人又は同条第2項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。)が、法附則第9条第12項若しくは第13項(これらの規定を同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和8年旧法」という。)附則第9条第13項若しくは第14項(これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定による控除を受ける場合(令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において法附則第9条第12項若しくは第13項又は令和8年旧法附則第9条第13項若しくは第14項の適用を受ける場合に限る。)に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2　「法第72条の2第1項 第1号・第3号・第4号 に掲げる事業」　となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額㉘」から「付加価値額からの控除額㊶」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合((2)は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度、(5)は令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。)のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)第1条の規定による改正前の政令(以下この記載要領において「令和8年旧政令」という。)附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合(政令附則第6条の2第5項又は令和8年旧政令附則第6条の2第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。)

(2)　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、令和8年旧政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合(同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。)

(3)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人以下である場合

(4)　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合

(5)　租税特別措置法第42条の12の5第2項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領にお

いて「令和8年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等が法附則第9条第13項又は令和8年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合

5　「前事業年度㉑」の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の5第8項第2号イ又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第98号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和8年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第4項第3号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第4項第7号イ又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

(2)　「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{㉑の前事業年度の月数}}$　㉕」の欄　欄中「㉑の前事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉒－㉓＋㉔」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））＋（㉔＋（㉔の外書））」として計算すること。

(4)　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　欄中「㉒－㉓」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の5第9項若しくは第11項の規定又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第19項若しくは第20項の規定によりみなされた同条第12項若しくは第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の5第4項第9号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の5第15項（第2号に係る部分に限る。）又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第4項第7号ロ又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第6号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第9条第12項又は令和8年旧法附則第9条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等㉘」の「前事業年度2」の月数とが同じ場合「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間3」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等㉘」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前事業年度2」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等㉘」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度2」の欄には「差引㉜」の「前事業年度2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第5項第2号ロ又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

8　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

9　「⑫のうち所得等課税事業に係る額又は⑫×㊹／㊼　㊵」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。

10　「⑫のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑫×㊺／㊼　㊶」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。

11　「⑫のうち特定ガス供給業に係る額又は⑫×㊻／㊼　㊷」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る額を記載すること。

12　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㊹」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㊺」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㊻」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領

において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。

(1)　所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合

(2)　事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

(3)　所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合